「Microsoft 延長保証サービス契約」



商業サービス契約 利用規約

「請求」の際に必要となりますので、この重要な利用規約書 (「本サービス契約」または「本契約書」)と「発注書」は安全な場所に一緒に保管してください。本「契約」書に記載されている情報は、「お客様」が「お客様の契約」における「補償対象」を 判断、理解する上で重要な参考資料となります。本「契約」書に記載されている情報、または「お客様の補償内容」全般に関するご質問は「当社」までお寄せください。

定義

本「契約」全体を通じて、以下の大文字や太字の用語の意味はここに定めるとおりですー

- 「偶発的損傷」:取り扱い時の偶発的な損傷、例えば「補償対象製品」 をうっかり落とす、液体をこぼす、画面の破損に伴って生じる、などの 損傷を指します。
- 「故障」:「補償対象製品」の機械的、電気的故障で「製品」使用時に 発生し、意図した機能をもはや発揮できない故障(材料や製造上の欠陥 は含むが、通常の摩耗/はがれば含まない)。
- 「請求」:「お客様」が本「契約」に基づいて行う「修理」または 「交換」の要請。
- 「適用範囲」、「適用対象」、「適用」:本「契約」の「適用対象- 一般」セクションに記載する意味を持ちます。
- 「補償対象製品」、「製品」: 本「サービス契約」の対象となる「お客様」が購入された Microsoft Surface シリーズデバイス。
- 「責任限度」: 「補償プランのオプション」セクションに詳述されているように、「プラン」の「期間」中の1件の「請求」につき、「当社」の「お客様」に対する最大限度。
- 「製造者」、「Microsoft」:「製品」の純正の機器「製造者」である と同時に、本「サービス契約」の「管理者」です。ウェブサイトは www.microsoft.com です。
- 「プラン」:「お客様」が選択・購入された本「サービス契約」に基づく特定の「補償プランのオプション」で、「お客様」の「発注書」で確認できるものを指します。
- 「製品購入価格」: お客様の「発注書」に記載された、適用される税金・手数料を除いた「お客様」の「補償対象製品」に対する支払額。
- 「発注書」:本「契約」の購入日を示す番号付きの書類で、これには 「対象製品」、「お客様」の氏名、住所および「契約適用 期間」が記載されています。この「契約」は「発注書」がなければ無効です。

- 「修理」: 「当社」が「補償される故障」に基づいて「お客様」の「補償対象製品」を修理、修復、または本来の機能を回復するために行う行為。「補償対象製品」の「修理」に使用する部品は新品、中古品、修復品、または純正「製品」の工場仕様を満たす非純正「製造者」の部品である場合があります。
 - 「交換」または「代替品」:対象製品が修理に適さないと当社が判断した場合に、当社の取り決めによりお客様に提供される製品を意味します。「当社」は「補償対象製品」を同等または類似の特徴および機能を持つ新品、再生品、または修復品と交換する権利を留保します。「当社」は「代替品」が本来の「補償対象製品」と同一のモデル、大きさ、寸法、または色であることを補償しません。
 - 「小売店」:「当社」が本「契約」に基づいて「お客様」への販売を 許可する販売者。
 - 「サービス契約」、「契約」: 「当社」の「小売店」からの購入完了時に「お客様」に提供される「Microsoft 拡張ハードウェアサービス契約」の「補償」のすべての条項、条件、除外、限度を詳細に記載する本文書。
 - 「期間」:「お客様」の「発注書」に記載された本「契約」条項の有効期間。
 - 「当社」、「プロバイダ」、「管理者」: 「サービス契約プロバイダ」 /義務者として本「契約」に基づくサービスの提供義務を負う当事者。 これには本契約の下で「サービス契約管理者」として管理を行う日本マイクロソフト株式会社(〒108-0075 東京都港区港南 2-16-3 品川グランドセントラルタワー 26 階)も含まれます。
 - 「お客様」: 本「サービス契約」が「補償対象」とする「製品」の購入者/所有者。

対象地域

本サービス契約は、日本国内でのみ有効で、日本国内でのみ購入できます。

本サービス契約期間:補償の発効日

「**故障」**に対する「**補償」**は、「**製造者」**の純正部品および/または工賃保証の切れた時点から始まり、「お客様」の「発注書」に記載のある「お客様」の「期間」 の残存期間、または「責任限度」に達するまでのいずれか早いほうの期間まで継続します。

製品の適格性

本「契約」に基づく「補償」の対象となるには、本「製品」が次の条件を満たす必要があります: (i)正規の Microsoft Surface デバイスである、(ii) Microsoft または正規「小売店」で購入したもの、(iii) 「製品」に最低 12 かヶ月の「製造者」保証が付いている、(iv) Surface Hub 製品でない。

補償対象 - 一般

上述の「サービス契約期間」が定める「期間」に、当社「独自」の裁量で「補償対象」の「請求」が生じた場合、本「契約」は以下を提供します:(i)「補償対象製品」の「修理」に必要な工賃や部品、(ii)「当社」の独自の裁量でこのような「修理」に代わって「補償対象製品」を「交換」、あるいは(iii)「お客様」の「プラン」に 詳細が記載されている場合は「補償対象製品」の直接「交換」。詳細については「お客様」の「プラン」に適用可能な「補償プランオプション」のセクションを参照してください。

「故障」の「請求」について、「当社」は本「契約」の規定に従って「お客様」の「製品」を「修理」または「交換」します。当社においてお客様の製品の交換を決定した場合、技術の進歩により、従前の対象製品より低い販売価格の製品と交換する結果となる場合があります。この場合、代替品の価格差に基づき補償がなされることはありません。本「契約書に基づいて「交換」したすべての部品またはユニットはすべて「当社」の資産となります。「修理」に代えて「代替品」が適用、提供される場合、本「製品」と一体化した標準外のアクセサリ、付属品、周辺機器のうち、「製造者」が「補償対象製品」の梱包や販売時に提供、同梱しなかったものは、かかる「代替品」に含まれません

本契約に基づく補償に関する重要なお知らせ

A. 「**当社」**が「**お客様」**に「**代替品」**を提供する場合、以下**のいずれかまたはすべてが**適用される場合があります:



- ▶ 「当社」は、欠陥「製品」を同等または類似の特徴および機能を持つ新品、再生品、修復品と「交換」する権利を留保します。これは以前の「製品」と同一のモデル、サイズ、寸法、または色であるとは限りません。
- ▶ 技術の進歩に伴い、「代替品」の小売/市場価格が**従来品より**低くなることがあります。その場合、本「契約」ではそのような価格差を「お客様」に補償いたしません。
- ▶ 本「契約」に基づいて「交換された」「製品」の部品、構成品、またはユニットはすべて当社の資産となります。
- B. 本「契約」が定める「補償」は、有効な「製造者」補償期間において「交換」あるいは重複するメリットを提供するものではありません。当該期間中、「製造者」保証の対象となるものはすべてその「製造者」の責任であり、「製造者」の義務遂行能力の有無にかかわらず、本「契約」の対象外となります。
- C. 本「契約」に基づく「補償」は、「お客様」の「契約」に適用されると明記されているものに限られます。ここに明記されていない事項は、「補償対象」ではありません(これには Microsoft またはその関連会社が別途提供するトレーニングサービスは含みますが、これに限定されるものではありません)。
- D. 「お客様」の責任:すべてのソフトウェアやデータの定期的なバックアップは、「お客様」の責任で行っていただきます。特に、本「契約」で「補償対象」となるサービスは開始前にバックアップしてください。ソフトウェアやデータの転送または復元サービスは「補償対象」外です。

補償プランのオプション

(「お客様の「発注書」に記載され、「お客様」に適用されます)

「お客さま」の「サービス契約」に関する詳細は https://mybusinessservice.surface.com/ で確認できます。

本「契約」は購入時に以下の条件に基づき「補償対象——般」セクションに記載の「補償」を提供します:

補償

「契約期間」中、「責任限度」の対象となる「故障」が生じた場合の「お客様」の「製品」の「修理」または「代替品」では最大 2 件の「請求」が補償されます。

責任限度

「契約期間」中、本「契約」に基づいて「当社」が支払義務を負う累積最大額は、「お客様」の「発注書」に記載の「製品購入価格」を超えないものとします。この上限に達すると、この「プラン」の「補償」は現在の「期間」の残り日数に関係なく終了します。

本「プラン」に基づく先行交換

「当社」が「代替品」の提供を選択する場合、先行交換サービスを提供することがあります。「当社」が先行交換サービスを提供する場合、「当社」の欠陥「製品」受領前に「お客様」に「代替製品」をお届けします。それと引き換えに欠陥のある「製品」は「代替製品」の受領の確認後 10 暦日以内、または「当社」と合意した期間のいずか長い方の期間内に「当社」に返送する必要があります。指定または合意期間内に欠陥「製品」が「当社」に返送されない場合、「お客様」には「代替製品」の「製造者」希望小売価格に相当する未返品費用を請求させていただきます。

代替製品の補償

本「プラン」に基づいて提供された「代替品」は、自動的に本「契約」の規定する「補償対象製品」とみなされ、「お客様」の現行の「契約期間」の 残り日数の間、この「代替品」の「補償」が続きます。(ただし、「お客様」の現行の「期間」に残り日数があり「責任限度」に達していないことが 条件)。「代替品」により「お客様」の現行の「契約期間」が延長されることはありません。

オプションの追加補償:ドライブ (SSD) の保持

「お客様」が「対象製品」のソリッドステートドライブ(SSD)を保持するオプションの料金**を支払い済みで、「補償対象製品」の「故障」**が発生した場合、サービス「**対象製品」**には追加料金なしの新しい SSD が含まれます。この「補償」は**「お客様」の「補償対象製品」**の「製品」ページの技術仕様シートで SSD が取り外し可能として販売される **Microsoft** のデバイスでのみ利用可能です。

追加補償のオプション:翌営業日配送オプション

「お客様」が翌営業日サービスの料金を支払った場合、このオプションは「代替品」(「当社」が判断)の「お客さま」のファイルにある住所への翌日配達サービスを以下のように提供します:

- a. 「お客様」の「請求」が日本時間午後3時30分より前に承認された場合はその承認後1営業日。または、
- b. 「お客様」の「請求」が日本時間午後3時30分より後に承認された場合は2営業日。

夜間配送サービスには以下が適用されます:

- a. 「お客様」が翌営業日サービスを希望する場合は、本「契約」の購入前に「お客様」の住所で翌日配送業者が利用可能か確認する必要があります。これは次のウェブサイトで確認できます: https://docs.microsoft.com/en-us/surface/surface-next-business-day-replacement (このサービスが利用できる郵便番号を掲載)、および
- b. **Microsoft** 認定の翌日配送業者の有無。

本規定でいう「営業日」とは標準的祝祭日を除く月曜日から金曜日を指します。

配送場所

本「契約」ではすべての「補償対象」の請求について「管理者」が指定する配達先への当該「製品」の前払配送、そして「お客様」のファイルの登録 住所に「修理済製品」(または該当する場合は「代替品」)を配送を提供します。

責任限度

「お客様」の「プラン」に該当する「補償プランオプション」セクションの記載事項に加え、「当社」または「小売店」は、以下などを含む偶発的または結果的な損害には責任を負いません: (i) 規定された「故障」で生ずる物的損害、時間の喪失、データの消失、逸失利益、または規定されていないMicrosoft-Japan-Commercial EHS Only - 9.19.22 2/6ページ



機械的・電気的故障、 Microsoft やその関連会社が別途提供するトレーニングサービス、「補償対象製品」そのものの、あるいはそれに伴う損傷(「補償対象製品」に関連して使う補償対象外の機器などを含む)、(ii) 何らかの理由による「補償対象」サービスの提供の遅延または提供不能、(iii) 部品や構成部品の入手不能、(iv) 「補償対象製品」にフィットするようカスタマイズされた装着品(サードパーティのスタンド、マウント、新たにつけたくぼみ、これらに類するものなど)に起因して「お客様」が負担する費用、あるいは(v) 従来の「補償対象製品」と異なるモデル、サイズ、寸法、あるいは色の「代替品」。「補償対象製品」または本「契約」に基づいて提供された「交換製品」の操作、保守、使用に起因する物的損害あるいは死亡事故について、「当社」は一切の責任を負わないこととします。「当社」は「製品」固有の欠陥を含む、「お客様」がご存じのすべての「既存の状況」(「一般的な除外事項」セクションで規定)について一切の責任を負わないこととします。

非補償対象:故障の除外

本「契約」では、以下に関連または起因する「請求」は補償いたしません:

- (a) 事故による損傷。
- (b) 「お客様」が負う、またはご存じの「既存の状況」(「既存の状況」(m) とは本「契約」の購入前にすでに存在する製品に関する損傷や欠陥を指します)。
- (c) 「お客様」またはその代理人による不適切な梱包や配送による配送中の「製品」の損傷(配送時の「製品」の不適切な固定を含みます)。
- (d) 間接的な損失(以下を含むがこれらに限定されません):(i) 規定された「故障」で生ずる物的損害、時間の喪失、データの消失、逸失 (p) 利益、または規定されていない機械的・電気的故障、 Microsoft や その関連会社が別途提供するトレーニングサービス、「補償対象製品」に関 は して使う補償対象外の機器などを含む)、(ii) 何らかの理由による「補償対象」サービスの提供の遅延または提供不能、(iii) 部品や構成部品の入手不能、(iv) 「補償対象製品」にフィットするようカスタマイズされた装着品(サードパーティのスタンド、マウント、新たにつけたくぼみ、これらに類するものなど)に起因して「お客様」が負担する費用、あるいは(v) 従来の「補償対象製品」と異なるモ (s) デル、サイズ、寸法、あるいは色の「代替品」。
- (e) 当社認定の保守技術員以外が行った、または「製造者」仕様に従わずに行われた修正、調節、変更、操作、あるいは「修理」。
- (f) 凍結、過熱、錆、腐食、反り、曲げによる損傷。
- (g) 通常の摩耗・はがれ、または「製品」の性能の経時的な低下。
- (h) 損傷や故障がもたらす有害な、損傷を及ぼす、悪意のある、無謀な、 あるいは攻撃的な方法による「製品」の故意による取扱い。
- (i) ソフトウェアウィルスその他のソフトウェアの動作に起因する 「お 客様」の「製品」の損傷または誤動作。
- (i) 紛失、盗難、悪意のあるいたずら、消失。
- (k) 不測の事態は、暴動、核放射線、戦争・敵対行為・政府の行為、意図、放射能汚染、環境条件、気象条件や自然災害へのエクスポージャ、崩壊、爆発、他の物体との衝突、火災、あらゆる種類の降水や湿気、雷、土砂や煙、その他の通信の不具合を含みますが、これに限定されるものではありません。
- (1) メーカーの推奨する保守、操作、または製品の保管を、メーカーの

仕様または指示の範囲外の条件で実行しなかったこと。

- (m) 設計や部品の欠陥、不適切な構造を「修理」するための「製造者」 のリコール、補償、再作業の対象となる「製品」あるいは「製造者」 のミス(「製造者」の当該修理の費用負担能力の有無は問わない)。
- (n) シリアルナンバーが削除または変更された「製品」。
- (o) 何らかの原因で「お客様」の「製品」に生じた外観上の損傷(傷、引っかき傷、へこみなど)。ただし、これにより機能が損なわれる場合を除きます。
- (p) 通常の定期的または予防的な保守、調整、修正、またはサービス。
- (q) アクセサリ、周辺機器(取外し可能なキーボード、デジタルペンなど)、または装着品。
- r) 本「製品」の大元の「製造者」の補償対象とならない構成部品、または動作しない/動力を必要としない部品の費用。これにはプラスチック部品やアクセサリケーブル、バッテリー(本「契約」に別途規定がある場合を除く)、コネクター、コード、ヒューズ、キーパッド、プラスチックの本体または成形品、スイッチ、配線など他の部品を含みますが、これらに限定されません。
- (s) 製品の操作や保守、使用に起因する物的損害、怪我、死亡に対する 責任や損害。
- (t) 消耗品を意図する品目の故障で生ずる費用。
- (u) 「お客さま」の「発注書」が提出されていない「請求」。ただし、 「当社」が本「契約」上の便益の移転に合意した場合は除きます。
- (v) ソフトウェアやデータの復元、または「お客様」の「製品」からの データの取り出しを目的とする「請求」。
- (w) コンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータソフトウェア プログラム、悪意のあるコード、コンピュータウィルス、プロセス、 またはその他一切の電子システムに害を与える手段として使用、操 作することに直接的または間接的に起因または寄与するあらゆる損 失、損害、責任、費用。
- (x) 本「契約」に基づくすべての「請求」または便益は、かかる補償の 提供、請求の支払い、あるいは便益の規定が、国連決議に基づく制 裁、禁止、制限に当社をさらす範囲内で行われるものとします。

「お客様」は、すべてのソフトウェアおよびデータを定期的に、かつ**修理**開始前にバックアップする責任を負います。本「契約」は、ソフトウェアやデータの復元、または「お客様」の「補償対象製品」からのデータの取り出しを対象とするものではなく、「当社」は「お客様」に提供され得る「代替品」に当該ソフトウェア等を転送することはできません。いかなる場合も、ソフトウェアやデータの復元、または「製品」からのデータの取り出しについて、当社は一切の責任を負わないものとします。

「お客様」の「製品」について本セクションで「補償」の対象外となる事象が生じた場合、またはサービス事故であっても当社の正規修理業者から 「問題なし」の診断を受けた場合、「お客様」は当該サービスに関連するすべての費用を負担するものとします。これには送料および現地の修理費用 がすべて含まれます。

請求方法

重要:補償請求を提出しても、「お客様」の「製品」の損傷が「お客様」のサービス契約に基づいて補償対象となることを自動的に意味することにはなりません。補償請求が考慮されるためには、「お客様」はまず、「お客様」の「製品」の問題の初期診断のために「当社」に連絡する必要があります。「お客様」が許可されていない「修理」を行った場合、本「契約」に基づく補償は適用されません。

「**発注書**」をすぐに入手できるようにして<u>https://aka.ms/GlobalSupportPhoneNumbers</u> にある電話番号に電話するか、<u>http://support.microsoft.com/ja-JP/warranty</u> にアクセスしてください。 当社の正式な代表者は、お客様が製品で経験している問題に関する詳細を迅

速に入手し、最初に電話および/またはリモートで状況を解決しようとします。 電話またはリモートで問題を解決できない場合は、請求サービス リクエスト番号と、製品のサービスを受ける方法に関する詳細な指示が提供されます。



「当社」の指示なしに「製品」を購入した「小売店」に持ち込む、返品する、どこかに発送するなどはしないでください。**「お客様」の「製品」を**最寄りの正規の修理業者または「小売店」に持ち込むよう、またはいずれか(正規物流センターなど)に郵送するよう「当社」がお願いする場合、「お客様」は「製品」の他に以下のものをすべて同梱してください:

- a) 欠陥のある本「製品」。
- b) 「発注書」の写し。
- c) 「お客様」が本「製品」に関して経験している問題の簡単な説明。
- d) 当社がお渡しした「お客様」の「請求」サービスリクエスト番号が目立つよう記載されたもの**。**

注記:「当社」が「お客様」に「製品」を郵送するようお願いする場合は、その郵送方法の具体的指示を「お客様」にお知らせします。郵送サービスの場合、お客様が当社の指示にすべて従っていれば、お客様の所在地までの往復の送料は当社が負担します。お客様やお客様の正規の代理人による不適切な梱包によって生じた配送料や損害について、当社は一切の責任を負いませんので、本製品の配送・出荷には十分注意してください。

「補償」は、「当社」が認定する修理業者、「小売店」、または物流センターが実施する正規のサービスにのみ適用されます。承認された請求期間中に お客様の契約期間が満了した場合、本契約に基づく故障補償は、承認された進行中 の請求が本契約の条件に基づいて完全に履行される日まで延長されます。

更新可能性

本「サービス契約」に基づく「補償」は更新できません。

移転可能性

本契約書に基づく保証内容は、他の当事者または製品に移管することはできません。

解約

お客様の 解約権

「お客様」は、解約依頼を「当社」の下記連絡先に通知することで、いつでも本「契約」を解除できます。

書面の場合は日本マイクロソフト株式会社(〒108-0075 東京都港区港南 2-16-3 品川グランドセントラルタワー 26 階)の「契約解約」、電話の場合は https://aka.ms/GlobalSupportPhoneNumbers に記載の電話番号、メールの場合は msespbus@microsoft.com に通知してください。

「お客様」が解約申請を「契約」購入日から 30 日以内にされる場合、「お客様」は支払った「契約」購入価格/料金から、当社が支払った「請求」を 差し引いた額の 100% の払い戻しを受けるものとします。

本「契約」購入日から 30 日経過後に「お客様」が解約申請をなさる場合、「お客様」の本契約で支払った購入価格/料金からその期間中に当社がお支払いした「請求」を差し引いた額を日割りで計算して返金いたします。

当社の 解約権

「当社」が本「契約」を解除する場合、解約の効力発生日の少なくとも 30 日前までに「お客様」に書面でお知らせします。当該通知は、当社に登録されているお客様のメールアドレス (電子メールまたは郵送のいずれか) に送られ、解約の理由と発効日が記載されます。当社が本契約を解除した場合、お客様には上記と同様の基準で日割り計算による返金が行われ、キャンセル料は発生しません。

当社が本**契約**を解除できるのは、以下の理由に限られます。

- (a) 「お客様」の「契約」購入価格/手数料の不払い
- (b) 「お客様」の意図的で重大な虚偽申告
- (c) 「製品」またはその使用に関して、「お客様」が「契約」に基づくお客様による重大な義務違反。

苦情手続き

「当社」は常に「お客様」に一流のサービスを提供することを念頭に置いています。それでもサービスに満足いただけない場合は、at https://aka.ms/GlobalSupportPhoneNumbers に記載の電話番号で当社の担当者にお知らせいただくか、メール msespbus@microsoft.com でご連絡ください。

「当社」は、「お客様」の苦情を受けた日から 5 営業日以内にお返事します。(詳細な調査が必要であるなどの理由により)「お客様」にこの期間内に完全な回答ができない場合、「当社」は、「お客様」の苦情についての対応状況をご説明し、誰がいつ「お客様」に完全な回答をご提供できるかを明記した中間回答をご提供します。ほとんどの場合、「お客様」の苦情は4週間以内に解決されます



プライバシーとデータの保護

データ保護

当社は、現在のデータ保護法(以下、「法律」)に従って、**お客様**のプライバシーを保護し、尊重することをお約束します。「法律」の目的上の「データ管理者」は **Microsoft** です。以下は「**当社」**が「**お客様」**の個人データを処理する主たる方法の概要です。詳細については「**当社」**のウェブサイト https://privacy.microsoft.com をご覧ください。

「当社」の「お客様」の個人データの使用方法と共有先

当社は、お客様について**当社**が保有する個人データ (識別されたまたは識別可能な自然人に関連する情報)を以下の方法で処理します。

- a) 「請求」の取扱いやそれに関連する目的のため。これには自動化された手段による決定が含まれることがありますが、これは「当社」と「お客様」の「契約」の履行を目的とするものです。
- b) 調査または統計の目的のため。これは「当社」の正当な利益のためで、「当社」が過去の活動を分析して評価アルゴリズムを改善し、将来のビジネスへの影響を予測するのに役立て、商業的利益を促進し、製品提供を強化し、新しいシステムとプロセスを開発し、日本以外の法域において法的義務を果たす目的のためです。
- c) 「お客様」が「当社」に求める情報、製品、サービス、または「お客様」が関心を持たれると「当社」が判断する情報を「お客様」に提供する ためで、「お客様」がこの目的で連絡することに同意された場合です。
- d) 「当社」のサービス変更を「お客様」にお知らせするためで、これは「当社」の法的および規制上の義務を果たすことを目的としています。
- e) 詐欺、マネーロンダリング、テロリストの資金調達を防ぎ、一般の法律上または規制上の義務を果たすためで、これは日本を含む法域における「**当社」**の法律上および規制上の義務を果たすために必要です。

「お客様」の個人情報の開示

「当社」は、「お客様」の個人情報を「当社」への製品・サービスの提供に関与するサードパーティや、「当社」に代わってサービスを提供するサービスプロバイダに開示することがあります。これには、 グループ会社、販売代理店、第三者管理者、保険会社、信用調査機関、不正検出機関、弁護士 /法廷弁護士、会計士、規制当局、法律が要求する機関が含まれます。

お客様の権利

お客様には以下の権利があります。

- a) ダイレクトマーケティングを目的としたお客様の個人データの処理に対して、いつでも異議を唱えることができます。
- b) 処理が**当社**の正当な利益に基づいている場合、お客様の個人データの処理について異議を唱えることができます。
- c) 当社が管理している個人データにアクセスし、そのコピーを入手し、個人データがどのように、どのような理由で処理されているかについての情報を得ることができます。
- d) 「お客様」の個人データの削除を要求する。
- e) 不適切、不完全、または不正確なデータの更新または修正を依頼する。
- f) 「お客様」のデータの処理を制限する。
- g) 構造化された、一般的に使用される、機械で読み取り可能な形式で「お客様」の個人データの提供を当社に依頼する、あるいは他のデータ 管理者に直接「ポート」するよう依頼する。ただし、いずれの場合も、処理が「お客様」の合意または「契約」の履行に基づき処理が自動 化された手段で行われる場合に限ります。
- h) 現地のデータ保護当局に苦情を申し立てることができます。
- i) **お客様の**同意に基づいて処理が行われている場合、**お客様は**いつでも同意を撤回することができます。ただし、撤回前の同意に基づく処理 の合法性に影響が及ぶことはありません。

保持

お客様のデータが必要以上に長く保持されることはなく、**当社の**データ保持方針に基づいて管理されます。保持期間はほとんどの場合、本「契約」または「お客様」との取引関係が終了してから 10 年です。ただし、「当社」が業務上、法律上、または規制上の要件で、より長期間データを保持する必要がある場合はこの限りではありません。

「当社」による「お客様」の個人データの使用に関してご質問がある場合は、下記までご連絡ください: https://privacy.microsoft.com

一般規定

- A. 再委託、譲渡当社は、当社の義務の履行を第三者に委託または譲渡することができますが、その際、お客様に対する当社の義務は免除されません。
- B. 権利放棄、分離可能性いずれかの当事者が本契約書のいずれかの条項について他方当事者による履行を要求しなかった場合であっても、その権利 に影響が及ぶことはなく、その後いつでも当該履行を要求する完全な権利を有します。また、本契約書の条項の違反に対するいずれかの当事者に よる権利放棄が、当該条項自体の権利放棄とみなされたり、判断されたりすることはありません。これらの利用規約のいずれかの条項が適用法の 下で執行不能または無効になる場合、または該当する裁判所の判断によってそのように判示される場合であっても、そのような執行不能または無効な状況によって、これらの利用規約全体が執行不能または無効になることはありません。当該規定は、適用法または適用される裁判所の判断の 範囲内で、そのような執行不能または無効な規定の目的を最もよく達成するように変更および解釈されます。
- **C.** 通知お客様は、お客様が当社に提供した電話番号、物理的または電子的な宛先に、当社がいかなる目的であれ、連絡を取ることができることに明示的に同意します。本契約書に関連するすべての通知または要求は書面で行われなければならず、それは、郵便、メール、テキストメッセージ、



- **D.** または一般に認められている翌日宅配便を含む合理的な方法で送付することができます。 「お客様」へのお知らせは、当社にご提供いただいたメールで「お客様」に送信した時点、または「お客様」の提供した住所に郵送されてから7日後に到達したものとみなされます。
- E. 法。本「契約」の準拠法は日本法であり、日本の裁判所は、本「契約」の当事者間の紛争を審理する非専属管轄権を有するものとします。

完全合意

本「サービス契約」 (規約、条件、制限、例外、除外など) は、当社と「お客様」との間の完全な合意で成立し、法律が義務付ける場合を除き、本「契約」が定めていない、いかなる表明、約束、条件もこれらの条項を修正するものではありません。

Microsoft および Surface は、**Microsoft** グループ企業の商標です。